

令和8年（フ）第753号

千葉県松戸市総台2丁目2番地の3 千代田
サンハイツ103号
債務者 相川 次夫

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第755号

千葉県我孫子市根戸344番地の158
債務者 原 翔太

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第762号

千葉県松戸市下矢切36番地の1 キサヌキア
パート1F
債務者 横田 亮

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第769号

千葉県松戸市日暮2丁目2番地の4 第14シ
ントウキョウビル204号
債務者 小野口裕一

- 1 決定年月日時 令和8年9月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第773号

千葉県我孫子市中峠1211番地の1 (103号)
ヤマユウ第8ビル
債務者 大田 悠介

- 1 決定年月日時 令和8年9月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第779号

千葉県松戸市平賀43番地の1 サンハイムD
棟105号
債務者 戸塚 政義

- 1 決定年月日時 令和8年9月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第781号

千葉県柏市豊四季229番地1 インシュラン
スビルⅧー310号
債務者 上原奈津子

- 1 決定年月日時 令和8年9月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第790号

千葉県柏市藤心5丁目13番14号
債務者 江口智恵子

- 1 決定年月日時 令和8年9月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第791号

千葉県鎌ヶ谷市東初富6丁目9番44号 201
号
債務者 近藤 海斗

- 1 決定年月日時 令和8年9月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第183号

神奈川県横須賀市武1丁目4番3号
債務者 鈴木 一磨

- 1 決定年月日時 令和8年9月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第518号

熊本市中央区本山4丁目6番35ー404号
債務者 波多江和也

- 1 決定年月日時 令和8年9月11日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続廃止

令和6年（フ）第887号

千葉県松戸市小金きよしヶ丘2丁目21番地の8
破産者 飛翔株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第391号

茨城県守谷市松前台1丁目2番地1
破産者 わくわくアイスプラウツ株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第392号

千葉県流山市向小金3丁目89番地 ウィズ南
柏コンフォートテラス308
破産者 木村 優

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第43号

千葉県柏市逆井433番地29
破産者 有限会社エムズコム

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第150号

千葉県鎌ヶ谷市道野辺中央5丁目9番17ー12
号
破産者 小倉 文政

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第208号

千葉県我孫子市白山1丁目6番9ー207号我
孫子台マンションA棟
破産者 株式会社TMC

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第209号

千葉県我孫子市白山1丁目6番9ー207号
我孫子台マンションA棟
破産者 鶴巻 昌彦

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部